県章

山形県公報

平成27年９月11日（金）
第2680号
毎週火・金曜日発行

目次

告示

○指定介護老人福祉施設の指定……（最上総合支庁地域保健福祉課）…1117
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……（同）…同
○生活保護法による指定介護機関の指定……（地域福祉推進課）…1118
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出……（同）…1120
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……（同）…1121
○生活保護法による指定介護機関の休止の届出……（同）…1122
○生活保護法による指定介護機関の再開の届出……（同）…同
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録……（林業振興課）…同
○道路の区域の変更……（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…1123
○開発行為に関する工事の完了……（村山総合支庁建築課）…同
○道路の位置の指定……（最上総合支庁建築課）…同

公告

○山形県労働委員会委員候補者の推薦……（雇用対策課）…1124
○一般競争入札の公告……（会計局）…1125
○監査結果の公表……（監査委員）…1126

告示

山形県告示第765号

介護保険法（平成９年法律第123号）第48条第１項第１号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成27年９月11日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

指定介護老人福祉施設の開設者の名称	指定介護老人福祉施設の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人新庄かつろく会	特別養護老人ホーム「かつろくの里」(ユニット型) 新庄市金沢字西ノ山3027番10	介護福祉施設サービス	平成27. 8.28

山形県告示第766号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年９月11日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定　員	指定年月日
マトリックステーション株式会社 新庄市松本277番地	フロンティア 新庄市角沢734番地の２	就労継続支援（Ｂ型）	10名	平成27．９．１

山形県告示第767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成27年９月11日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
複合型サービス東部の友	複合型サービス	山形市松波三丁目４番５号	平成26．12．22
花楯やすらぎクリニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山形市花楯一丁目３番１号	平成27．１．１
小規模多機能型居宅介護事業所　小規模多機能もがみ	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	最上郡最上町大字大堀字蟹ノ又1360番地19	同　１．６
認知症対応型通所介護　楽楽	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	酒田市中町三丁目３番18号	同　１．24
岡田医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市日吉町11番14号	同　２．１
アイデンタルクリニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	上山市仙石字元糸目794	同
スマイル歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	西村山郡河北町谷地字月山堂380番地１	同
ショートステイふきのとう	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	新庄市大字鳥越字駒場4519番地１	同
指定通所介護事業所やまのべ荘	介護予防通所介護	東村山郡山辺町大字大塚814番地２	同　２．３
ハート調剤薬局八幡店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	酒田市小泉字前田72番地の１	同　２．10
介護療養型老人保健施設せせらぎ	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	鶴岡市文園町９番34号	同　２．13

小規模多機能型居宅介護施設さとわ	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	酒田市こがね町二丁目25番１号	同　2.17
らふらんす東根サポートセンター	通所介護 介護予防通所介護	東根市大字野川1318	同　3.　1
介護相談センター笑顔	居宅介護支援	東根市大字野川1318	同
山水園指定短期入所生活介護事業所	介護予防短期入所生活介護	東田川郡庄内町狩川字笠山433番地３	同　3.14
ハート調剤薬局本町店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市本町二丁目16番１号	同　3.19
コスモ調剤薬局谷地店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	西村山郡河北町谷地字月山堂371番地３　センス河北Ｂ棟106	同　5.　1
ディサービスセンター三光舎	通所介護 介護予防通所介護	新庄市万場町３番地の30	同
介護予防センターさくら広野	介護予防通所介護	酒田市広野字末広102番地の１	同
こころのクリニック山形	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	山形市江俣四丁目18番26号	同　5.15
さくら調剤薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市ほなみ町７番38号	同　6.　1
デイサービス　コーデ・Ｅ	通所介護 介護予防通所介護	鶴岡市昭和町７番16号	同
福祉のひろば通所介護事業所	通所介護 介護予防通所介護	天童市鎌田一丁目６番52号	同
三友堂訪問看護ステーション	介護予防訪問看護	米沢市大字塩野2755番地の３	同
暖家	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	山形市元木一丁目10番45号	同
地域ケアセンター東陽館　小規模多機能ホーム	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	米沢市城北一丁目２番５号	同
株式会社福祉のひろば天童営業所	居宅介護支援	天童市鎌田一丁目６番52号	同　6.　4
訪問介護ハートスマイル	訪問介護 介護予防訪問介護	鶴岡市日枝字鳥居上50番地14	同　6.19
アイン薬局山形さくら町店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山形市桜町１番12号	同　7.　1

医療法人いぶき会宝田整形外科クリニック	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	鶴岡市宝田一丁目９番80号	同　7．8
もも太郎さん（印役）	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	山形市印役町四丁目５番23号	同　7．10
グループホーム大手町	認知症対応型共同生活介護	新庄市大手町２番83号	同　7．14
アインクサービス山辺	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	東村山郡山辺町大字山辺2242番地の１	同　8．1
こはな	通所介護 介護予防通所介護	最上郡戸沢村大字角川1436番地	同　8．3
里くみ居宅介護支援事業所	居宅介護支援	鶴岡市田川字八幡212番地	同　8．12

山形県告示第768号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年９月11日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　(1)　届出をした指定介護機関の名称及び所在地
　　株式会社福祉のひろば天童営業所
　　天童市鎌田一丁目６番52号
　(2)　届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変　更　前	変　更　後	
天童市大字矢野目字沼田830番地の２	天童市鎌田一丁目６番52号	平成20．11．1

２　(1)　届出をした指定介護機関の名称及び所在地
　　なごみ指定居宅介護支援事業所
　　寒河江市大字日和田６番地の11
　(2)　届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変　更　前	変　更　後	
指定居宅介護支援事業所デイサービス花	なごみ指定居宅介護支援事業所	平成23．１．１

指定介護機関の所在地		変更年月日
変　更　前	変　更　後	
寒河江市大字日和田６番地の14	寒河江市大字日和田６番地の11	平成23．１．１

３　(1)　届出をした指定介護機関の名称及び所在地
　　通所介護ひいらぎ
　　山形市嶋南二丁目２番７号
(2)　届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変　更　前	変　更　後	
山形市西田三丁目16番32号　ＮＥＯＳＫＹ西田１Ｆ	山形市嶋南二丁目２番７号	平成24．５．１

４　(1)　届出をした指定介護機関の名称及び所在地
　　さふらん上山店
　　上山市仙石字元糸目797
(2)　届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変　更　前	変　更　後	
上山市十日町６番16号	上山市仙石字元糸目797	平成24.10.26

山形県告示第769号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年９月11日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
月あかり　神町	通　所　介　護	東根市神町北四丁目２番３号	平成27．2.28

白鷹介護サービスセンターふれあいの里	通所介護 介護予防通所介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	西置賜郡白鷹町大字畔藤5049	同　3.31
居宅介護支援事業所酒田市デイサービスセンター松山	居宅介護支援	酒田市字西田６番地	同
酒田市デイサービスセンターいずみ	居宅介護支援	酒田市東泉町四丁目６番地の13	同

山形県告示第770号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成27年９月11日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	休止年月日
アースサポート山形	居宅介護支援	山形市吉原一丁目11番13号	平成27. 3.16
至誠堂介護相談センター	居宅介護支援	山形市桜町７番44号	同　5.31

山形県告示第771号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり再開した旨の届出があった。

平成27年９月11日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	再開年月日
なごみ居宅介護支援事業所	居宅介護支援	寒河江市大字日和田６番地の11	平成26.10. 1

山形県告示第772号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第１項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。

平成27年９月11日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

<table>
<tr><td rowspan="3">登録番号</td><td colspan="2">生産事業者</td><td colspan="4">生産事業の内容</td><td colspan="2" rowspan="2">事　業　所</td><td rowspan="3">登　録
年月日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">種　穂</td><td colspan="2">苗　木</td></tr>
<tr><td>採
取</td><td>精
選</td><td>幼苗
の
育成</td><td>幼苗以外
の
苗木育成</td><td>名　称</td><td>所在地</td></tr>
<tr><td></td><td>住　所</td><td>氏　名</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>273</td><td>西置賜郡
白鷹町大
字山口
3497番地</td><td>中　川　智　浩</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>中　川　苗　圃</td><td>西置賜郡
白鷹町大
字山口
3497番地</td><td>平成27年
９月１日</td></tr>
</table>

山形県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成27年９月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成27年９月11日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　道路の種類　県　道

２　路　線　名　岳谷上屋地線

３　変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区　間	旧新の別	敷地の幅員	延　長
西置賜郡飯豊町大字岩倉字大道添1005から 同　堰之上978－１まで	旧	19.2メートル ～ 6.9	309メートル
同　上	新	15.8メートル ～ 8.6	同　上

山形県告示第774号

次の開発行為は、完了した。

平成27年９月11日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　許可番号

平成26年９月30日　指令村総建第206号

２　開発工区に含まれる地域の名称

第４工区

西村山郡朝日町大字和合字北又2723番の一部及び2787番の一部

３　開発許可を受けた者の住所及び名称

西村山郡朝日町大字宮宿1115

朝日町長　鈴木浩幸

山形県告示第775号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成27年９月11日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　指定の番号　私道最総建第212号

２　指定の場所　新庄市十日町字差首野川2753－８、2753－８先及び2753－12の一部

３　道路の現況　幅員　6.00メートル

延長　20.90メートル
４　指定年月日　平成27年９月２日

公　告

山形県労働委員会の第44期委員の補欠の労働者委員を１名任命したいので、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第３項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第１項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成27年９月11日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　推薦資格を有するもの

山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第２条及び第５条第２項の規定に適合する旨の山形県労働委員会の証明を受けた労働組合

２　推薦される者の資格

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。

３　推薦手続

別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

(1)　被推薦者の履歴書
(2)　委員に就任することについての被推薦者の内諾書
(3)　推薦をする労働組合の労働組合法施行令第21条第３項の規定による山形県労働委員会の証明書

４　推薦期間

平成27年９月28日（月）から同年10月２日（金）まで

５　推薦書の提出先

商工労働観光部雇用対策課

別記様式

年　月　日

山形県知事　殿

事務所の所在地
（電話番号　　　）
労働組合名
代表者氏名　㊞

推　薦　書

労働組合法第19条の12第３項及び労働組合法施行令第21条第１項の規定による山形県労働委員会の第44期委員の補欠の労働者委員の候補者の推薦の求めに応じ、当該委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏　名	生年月日	住　所 (電話番号)	連絡先 (電話番号)	現　職	略　歴	備　考
	年　月　日生（　歳）	郵便番号	郵便番号			

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、低温処理滅菌併用高圧蒸気滅菌装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年９月11日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　入札の場所及び日時

(1)　場　所　山形市松波二丁目８番１号　山形県庁入札室（２階）

(2)　日　時　平成27年10月21日（水）　午前11時

２　入札に付する事項

(1)　調達をする物品の名称及び数量　低温処理滅菌併用高圧蒸気滅菌装置　一式

(2)　調達をする物品の仕様等　仕様書による。

(3)　納入期限　平成28年３月11日（金）

(4)　納入場所　上山市河崎三丁目７番１号　山形県立総合療育訓練センター

(5)　入札方法　総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

３　入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号に規定する者に該当しないこと。

(2)　平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年２月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。

(3)　山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4)　次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の４第１項第３号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ　役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

４　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1)　契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目８番１号　山形県会計局会計課調達担当　電話番号023(630)2724

(2)　入札説明書及び仕様書の交付場所等　山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（http://www.pref.yamagata.jp/）からもダウンロードできる。

５　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金　免除する。

(2)　契約保証金　契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年３月県規則第９号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

６　入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の２の規定に該当する入札は、無効とする。

７　落札者の決定の方法
　規則第120条第１項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
８　契約の手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨
９　その他
(1)　この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、２の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成27年10月２日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
(2)　(1)により提出された応札物品仕様書については、２の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
(3)　この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
(4)　この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
(5)　詳細については入札説明書による。
10　Summary
(1)　Nature and quantity of the products to be purchased: Low Temperature and High Pressure Steam Sterilizer: 1 set
(2)　Time limit for tender: 11:00 A.M. October 21,2015
(3)　Contact point for the notice: Commodity Supplies Section,Accounting Division,Treasury Bureau,Yamagata Prefectural Government,8-1 Matsunami 2-chome,Yamagata-shi,Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630)2724

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第４項の規定により平成27年７月に実施した平成26年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。
　平成27年９月11日

山形県監査委員　森田　　廣
山形県監査委員　広谷　五郎左エ門
山形県監査委員　会田　稔夫
山形県監査委員　加藤　　香

第１　監査実施状況
　監査は、監査対象機関20箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
中央病院	平成27年７月15日	広谷委員	会田委員
がん・生活習慣病センター	平成27年７月15日	広谷委員	会田委員
救命救急センター	平成27年７月15日	広谷委員	会田委員
村山総合支庁総務企画部	平成27年７月15日	広谷委員	会田委員
村山総合支庁保健福祉環境部	平成27年７月15日	広谷委員	会田委員
村山総合支庁産業経済部	平成27年７月15日	広谷委員	会田委員
村山総合支庁建設部	平成27年７月15日	広谷委員	会田委員

最上総合支庁総務企画部	平成27年７月15日	森田委員	加藤委員
最上総合支庁保健福祉環境部	平成27年７月15日	森田委員	加藤委員
最上総合支庁産業経済部	平成27年７月15日	森田委員	加藤委員
最上総合支庁建設部	平成27年７月15日	森田委員	加藤委員
置賜電気水道事務所	平成27年７月16日	広谷委員	会田委員
置賜総合支庁総務企画部	平成27年７月16日	広谷委員	会田委員
置賜総合支庁保健福祉環境部	平成27年７月16日	広谷委員	会田委員
置賜総合支庁産業経済部	平成27年７月16日	広谷委員	会田委員
置賜総合支庁建設部	平成27年７月16日	広谷委員	会田委員
庄内総合支庁総務企画部	平成27年７月16日	森田委員	加藤委員
庄内総合支庁保健福祉環境部	平成27年７月16日	森田委員	加藤委員
庄内総合支庁産業経済部	平成27年７月16日	森田委員	加藤委員
庄内総合支庁建設部	平成27年７月16日	森田委員	加藤委員

第２　監査結果

(1)　指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ　中央病院

(ｲ)　前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。

（内容）

支出事務が適切でないものがある。

a　赴任旅費について、住所地を誤り、返納を要するもの　１件

既支給額　74,270円

正支給額　　　440円

要返納額　73,830円

b　通勤手当について、支給要件を欠いているにもかかわらず支給したため、返納を要するもの　１件

平成26年７月支給分

既支給額　4,200円

正支給額　　　0円

要返納額　4,200円

(ﾛ)　未収金等の債権の管理が適切でないものがある。

（内容）

督促状を交付していないなど、未収金の管理が適切でないもの　５件

行政財産使用料（プリペイドカード式患者利用設備の設置に係る電気料）

平成26年４月分

調定額　　　197,654円

納期限　　　平成26年６月２日

納入日　　　平成26年12月５日　外４件
調定額合計　1,070,783円

ロ　救命救急センター
(ｲ) 前年度会計の監査において、注意された事項について、改善を行っていないものがある。
（内容）
支出事務が適切でないものがある。
期末手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの　１件
平成26年６月支給分
既支給額（100分の60）　229,746円
正支給額（100分の30）　114,873円
要返納額　　　　　　　114,873円

ハ　村山総合支庁保健福祉環境部
(ｲ) 予算の計画的・効率的な執行がなされていないものがある。
（内容）
郵便切手の在庫管理が適切でなく、合理的な理由もなく年度末残高が年間使用額の50パーセントを超えているもの　２件
平成26年度末残高　　　106,658円（559.8パーセント）
平成26年度年間使用額　 19,052円　外１件

ニ　最上総合支庁保健福祉環境部
(ｲ) 支出事務が適切でないものがある。
（内容）
a　講師への報償費及び費用弁償について、債権者を誤って支出したもの　１件
支出額　22,140円
b　支払期限から３箇月を超えて遅延しているもの　２件
要介護状態審査委託料　11,880円
請求書受理日　　　　　平成26年８月21日
支払日　　　　　　　　平成27年２月６日　外１件
(ﾛ) 不納欠損処分が適切でないものがある。
（内容）
消滅時効が完成していないにもかかわらず、不納欠損処分を行ったもの　１件
生活保護費返還金
不納欠損額　77,000円

ホ　最上総合支庁建設部
(ｲ) 工事の分割等が適切でないものがある。
（内容）
別発注とすべきものを、変更契約で対応しているもの　１件
河川維持修繕業務委託

ヘ　置賜総合支庁総務企画部
(ｲ) 契約の締結が適切でないものがある。
（内容）
契約の締結が適切でなかったことにより、代金の支払が遅延したもの　１件
電子複写機（Ａ２版）保守サービス契約
複写サービス料金（４月分及び５月分）
支払日　平成26年８月20日

ト　置賜総合支庁建設部
(ｲ) 収入の調定が適切でないものがある。
（内容）
調定手続が調定すべき日から３箇月を超えて遅延したもの　２件
更新に伴う道路占用料　15,678,640円
調定すべき日　　　　　平成26年４月１日

調定日　平成26年10月10日　外１件
合計金額　17,438,500円

チ　庄内総合支庁保健福祉環境部

(ｲ) 未収金等の債権の管理が適切でないものがある。

（内容）

催告など債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもの　１件

過年度歳出返納金（修学資金貸付金）
収入未済額　137,000円

(ﾛ) 支出事務が適切でないものがある。

（内容）

支払期限から３箇月を超えて遅延していたもの　２件

生活保護介護扶助審査判定委託
委託料　8,640円
請求日　平成26年８月20日
支払日　平成27年３月27日　外１件

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ　収　入

(ｲ) 収入の調定が適切でないものがある。（庄内総合支庁建設部）

ロ　支　出

(ｲ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。（中央病院、村山総合支庁産業経済部、最上総合支庁建設部、置賜総合支庁建設部）

(ﾛ) 旅費の支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から２箇月を超えて遅延しているものが相当数あるものがある。（置賜総合支庁保健福祉環境部）

ハ　補助金

(ｲ) 交付申請から交付決定日まで、実績報告期限から実績報告日まで、実績報告日から額の確定日まで、額の確定日から支払までの期間が、いずれか２箇月以上のものがある。（最上総合支庁保健福祉環境部、最上総合支庁建設部）

(ﾛ) 経費配分の変更及び事業内容の変更の承認手続を行っていないものがある。（村山総合支庁産業経済部）

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3

平成27年９月11日印刷	発行所　山　形　県　庁	印刷所	坂部印刷株式会社
平成27年９月11日発行	発行人　山　形　県	印刷者	坂　部　登

電話　山形(631)2057　(631)2056

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。